

5 自然と調和した美しい里づくり

農業は食料を供給する機能のほかに、国土の保全や水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しており、中でも、本県の果樹園を中心とする農村景観は、全国に誇れる美しい農村空間として県民共有の財産となっています。

こうした中、近年、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加や鳥獣害の拡大等により、多面的機能の発揮に支障を生じる事態が懸念されています。

また、地球温暖化等の環境問題への意識が高まる中、東日本大震災を踏まえ太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用が大きな関心を集めており、農村においても太陽光発電や小水力発電等の導入が進みつつあります。

このため、魅力ある農村資源の保全や再生可能エネルギーの利用推進、耕作放棄地の発生防止、鳥獣害防止対策の強化等、自然と調和した美しい里づくりを進めます。

【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
農地・水保管理共同活動取組面積	ha	—	6,156	7,000
耕作放棄解消累計面積(H20～)	ha	—	545	1,250
獣害防止柵の整備による被害防止面積	ha	—	2,300	3,500

(1) 美しい農村景観保全の推進

農村における過疎化、高齢化、混住化の進行に伴い、農業生産活動の停滞や集落機能の低下が見られることから、食料の安定供給の確保はもとより、農村景観の保全に不可欠な農地や農業用水等の農村資源の適切な管理が必要となっています。

このため、農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全や、農村環境との調和に配慮した基盤整備を推進します。

また、農業・農村における再生可能エネルギーの利活用の可能性を検討します。

① 農地や農業用水等の維持保全

- 農業生産の基盤となる農地、農業用水等の保全と質的向上を図るため、農業者や地域住民等が参画した地域共同活動組織による資源保全活動を支援します。
- 既設の農道や農業水利施設の長寿命化によるライフサイクルコスト※1の低減を図るため、既存施設の劣化状況等の機能診断を行い、効果的な保全対策を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地・水保全管理活動の取組面積の拡大	→ 200ha	→ 210ha	→ 220ha	→ 220ha	関連する数値目標 ・農地・水保全管理共同活動取組面積
○ 農業用施設の機能診断と保全対策の推進	→ 実施	→	→	→	

※1 ライフサイクルコスト: 施設の建設に要する経費及び供用期間中の維持・補修等の経費や、廃棄に要する経費に至るまでの全ての経費の総額

② 環境との調和に配慮した基盤整備

- 農村における生態系や自然環境等に配慮しながら、自然石を利用した施工方法等による農業生産基盤の整備を推進します。
- 伝統的な農業用施設や美しい農村景観の保全、復元、またこれらをつなぐ田園散策道の整備等により、地域の景観特性に配慮した農村整備を推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 自然環境や景観に配慮した基盤の整備	→ 4地区	→ 4地区	→ 整備	→	

③ 農業・農村における再生可能エネルギーの活用推進

- 農村地域への太陽光発電や小水力発電等の導入を促進するため、農業用施設における設置可能調査やモデル施設の整備等を進めます。
- 農業分野におけるバイオマス※1や地中熱等の利用に関する先進事例の調査や企業との連携による活用方策の検討を進めます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 太陽光発電、小水力発電施設の整備、支援	→ 整備	→ 支援	→	→	
○ バイオマス等の農業への利用方法の検討	→ 随時	→	→	→	

※1 バイオマス: 再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。

(2) 中山間地域の活性化の推進

本県農地の約6割を占める中山間地域は、農業生産条件が不利なうえ、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加、鳥獣害の拡大等が進んでいます。

一方、中山間地域の農業は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、県民生活にとって重要な役割を果たしています。

このため、集落活動により農業生産の維持と多面的機能の発揮を図るとともに、災害防止等の生活環境の整備を推進します。

① 集落機能の強化による多面的機能の確保

- 中山間地域の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度により、集落協定に基づき継続的に行う農業生産活動等の取組を支援します。
- 中山間ふるさと水と土基金事業により、地域住民活動を推進する人材の育成や施設・農地の利活用、保全整備の取組を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 中山間地域等直接支払制度の取組面積の拡大	→ 90ha	→ 80ha	→ 80ha	→ 80ha	※H22年度の取組面積：3970ha
○ 地域住民活動の取組への支援	→ 推進	→	→	→	

② 農村の生活環境の整備

- 中山間地域を中心として農道や水路等の農業生産基盤、防災安全施設や営農飲雑用水等の農村生活環境基盤の総合的な整備を推進します。
- 災害の未然防止を図るため、ため池等の整備や地すべり防止対策等を実施し、安全・安心な農村地域づくりを推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 生活環境基盤の整備	→ 12地区	→ 11地区	→ 整備	→	
○ 農地等防災事業の実施	→ 14地区	→ 13地区	→ 整備	→	

(3) 耕作放棄地の発生防止と有効活用

本県の耕作放棄地は、中山間地域を中心に、都市近郊や平坦地でも発生が見られるようになっており、農業生産活動に影響を及ぼすとともに、農村景観の維持にも支障を来していることから、耕作放棄地対策の強化が必要です。

このため、国の耕作放棄地解消支援ガイドラインを踏まえて策定した県耕作放棄地再生活用指針に基づき、農業委員会や市町村が行う農地利用状況調査、耕作放棄地全体調査等を踏まえ、地域の状況に応じて、耕作放棄地の発生防止と有効活用に向けて対策を促進します。

① 耕作放棄地対策の計画的な推進

- 県耕作放棄地再生活用指針に基づき、市町村単位で耕作放棄地を一筆ごとに管理する中で、地域の実情に応じた対策を進めます。
- 耕作放棄地の解消に向け、市町村耕作放棄地再生5ヶ年計画に基づき、耕作放棄地の実態調査や解消方策の検討、所有者への指導等、耕作放棄地の活用を図るための取組を支援します。
- 市町村農業委員会が実施する耕作放棄地の所有者等に対する指導業務や、農地利用調整業務等の取組を促進します。
- 市町村段階での耕作放棄地の実態や農家意向に関する情報を取り入れた電子地図情報を活用し、農地情報の共有化を図り、耕作放棄地の利活用を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 県指針に基づく解消事業の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 耕作放棄地の調査・所有者等の指導	→	→	→	→	
○ 耕作放棄地電子地図化の推進	→	→	→	→	

② 多様な担い手への利用集積と基盤整備の推進

- 優良農地の中にある耕作放棄地については、認定農業者をはじめ、農業生産法人や農業参入企業等への利用集積を促進し、多様な担い手による耕作放棄地の利用を促進する市町村の取組を支援します。
- 多様な担い手への利用集積を促進するため、耕作放棄地の復元に必要な土地基盤整備や農地利用集積円滑化団体等によるあっせん活動を支援します。
- JA等の農地活用サポートセンターが実施する農地を有効活用するための農作業の受託、農地の一時管理等の取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 耕作放棄地の解消面積の拡大	→ 170ha	→ 175ha	→ 180ha	→ 180ha	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 農地の集積や条件整備による耕作放棄地の活用	→ 支援	→	→	→	
○ 基盤整備の推進	→ 12地区	→ 11地区	→ 整備	→	
○ 農地活用サポートセンターの設置推進	→ 1団体	→ 支援	→	→	

③ 耕作放棄地の多様な活用の促進

- 農業生産条件の不利な耕作放棄地の解消に向け、山菜等省力栽培農園や市民農園の開設、家畜の放牧等を推進するほか、企業の社会貢献活動等の場としての利活用を促進します。
- 山間部の急傾斜地等、土地条件が不利な地域で、復元しても農地としての利用の見込みがないものについては、山林への転用も含め農業以外の土地利用を視野に入れた活用を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 市民農園、家畜放牧等による利活用	→ 整備支援	→	→	→	関連する数値目標 ・耕作放棄解消累計面積
○ 企業の社会貢献活動等による利活用	→ 活用推進	→	→	→	
○ 山林転用による利活用	→ 転用指導	→	→	→	

(4) 鳥獣害防止対策の強化

野生鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地が増加する一因となっています。

また、耕作放棄地は、野生鳥獣の隠れ場所にもなることから、被害の拡大に拍車をかけています。

このため、関係団体等で構成する野生鳥獣被害対策連絡協議会で防止対策の総合検討を進めるとともに、生息状況の把握と適正な個体数管理を図りながら、被害防止施設の効果的な導入促進と関係団体及び地域が一体となった防止対策の取組を推進します。

① 地域ぐるみによる防止対策の推進

- 鳥獣害防止技術指導員として養成した県や市町村の職員、JA営農指導員等による鳥獣害防止指導により、地域の被害状況や営農形態に応じた的確な被害防止対策を推進します。
- サルを追い払うよう訓練したモンキードッグの活用やサルの接近を察知する警戒システムを活用する等、地域住民全体で追い払う取組を支援します。
- 被害集落単位での鳥獣害防止対策を推進するため、合意形成等を担う集落リーダーの育成を図り、地域ぐるみで組織的な防止対策を講じます。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 研修等による鳥獣害防止技術指導員の養成・資質向上	→ 実施	→	→	→	関連する数値目標 ・獣害防止柵の整備による被害防止面積
○ サル追払い等の地域ぐるみの取組の推進	→ 支援	→	→	→	
○ 集落リーダーの育成、活動支援	→ 40名	→ 40名	→ 支援	→	

② 効果的な被害防止施設の整備

- 獣害に対する広域的で一体的な防護環境の実現を図るため、獣害防止柵整備計画を策定し、被害状況や景観への配慮等、地域の実情を踏まえた侵入防止柵の計画的な整備と併せ、既存施設の保全管理や機能強化を推進します。
- 点在する農地や山間部の農地等、広域での侵入防止柵の設置が困難な地域においては、多くの種類の野生動物の侵入に対応でき、安価で簡易に設置できる侵入防止柵「獣塀くんライト」の現地実証を進め、普及を推進します。
- 野生鳥獣の生息状況や行動範囲の把握等の調査研究成果を地域の被害防止対策に有効に活用します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 獣害防止柵整備計画の策定・推進	→ 策定・推進	→	→	→	関連する数値目標 ・獣害防止柵の整備による被害防止面積
○ 電気柵等の鳥獣害防止施設の整備	→ 67km	→ 68km	→ 70km	→ 70km	
○ 被害防止対策の研究開発・普及	→ 随時	→	→	→	

③ 適正な個体数の管理

- ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象に特定鳥獣保護管理計画※1に基づき、計画的な管理捕獲の実施による適正な個体数管理を図ることと併せ、市町村鳥獣害対策協議会が行う捕獲器具等の導入に対し支援します。また、ツキノワグマ保護管理指針に基づく農業被害対策を推進します。
- 鳥獣捕獲従事者を育成するため開催される技術講習会への参加を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 管理捕獲、市町村鳥獣害対策協議会への支援	→ 26市町村	→ 26市町村	→ 26市町村	→ 26市町村	
○ 技術講習会への参加支援	→ 随時	→	→	→	

※1 特定鳥獣保護管理計画：地域的に著しく増加または減少し、計画的な保護管理が必要な鳥獣の個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的・継続的に推進する計画

